

『新居浜ものづくりブランド』更新申請要項

『新居浜ものづくりブランド』のブランド価値を維持していくため、認定更新制度を設け、既に認定を受けた「製品」「技術」の再評価を実施します。認定更新を希望する「製品」「技術」については、下記の手順に従い、期日までに申請ください。

◇ 対象

認定の翌年度から起算し、5年度目となる「製品」「技術」（平成30年度 認定分および更新分）

※ 現在の認定の製品や技術に対して、製品のバージョンアップや該当技術の新たな設備導入による技術向上や生産革新については既存認定の範疇に含むものとします。ただし、これまでと全く異なる製品や技術については新たな認定の申請が必要になります。判断が難しい場合は事務局までご相談ください。

◇ 申請方法

- (1) 認定企業から申請してください（最初の認定時に、他薦であっても認定企業から申請ください）。
- (2) 製品・技術単位で申請してください。同一社の複数申請も可。
- (3) 更新申請用紙は、えひめ東予産業創造センターのホームページからダウンロードできます。必要事項を記入のうえ提出してください。

○添付書類

- ・ 直近2期分の決算報告書（製造原価、販売費および一般管理等も含む）
- ・ 会社及び製品・技術のパンフレットやカタログ、その他新聞・雑誌・書籍での紹介記事など

○申請期間

令和5年6月1日（木） ～ 7月31日（月）

○提出方法

下記応募先までメール又は郵送してください。

〒792-0060 新居浜市大生院 2151-10

(公財) えひめ東予産業創造センター 新居浜ものづくりブランド委員会事務局 宛

E-mail :tech2@ticc-ehime.or.jp

◇ 評価方法

- (1) 有識者等で構成する創出・認定委員会において評価します。

【評価基準】

- ①技術力 他社より高いレベルの優れた製品や技術であるか。
技術向上や改善が図られ、今後の発展が見込まれる技術であるか。
- ②独自性 独自のノウハウに基づいた製品・技術であるか。
他社には容易に真似できない製品や技術であるか。
特許権、実用新案権等の工業所有権を有しているか。

- ③市場性 製品や技術の市場において今後の成長が見込めるか。
適正な市場を有する製品や技術であるか。
- ④実績 こんなところに利用されている等の実績があるか。
社会に貢献する製品・技術であるか。
- ⑤企業評価 認定するに相応しい企業であるか。
経営基盤が整っているか。
- ⑥関与度 自社活動に当ブランドをどのように活用していくのか。 など。

- (2) 審査会において、プレゼンテーションして頂く場合もあります（日時は後日連絡）。
- (3) 評価の結果、更新が認められない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 評価の課程で、必要に応じて説明図表などを提出して頂くことや、事務所や工場等を訪問させて頂くことがあります。

◇ 評価結果

結果は申請された企業に直接お知らせします。

評価の結果、更新が認められた場合、更新認定の翌年度から最長5年間、更新認定されます。

更新が認められない場合、基準に満たなかった部分を補うことで再申請することができます。

◇ 応募先及び問い合わせ先

- ◇ 新居浜ものづくりブランド委員会事務局（えひめ東予産業創造センター）担当：平岩
〒792-0060 新居浜市大生院 2151-10 TEL:0897-66-1111 FAX:0897-66-1112
E-mail :tech2@ticc-ehime.or.jp